

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月30日
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループ社長執行役員 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部部长 波多野 圭
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部部长 波多野 圭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,850,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	34,040,000株	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

- (注) 1 本株式の発行は、平成30年10月30日開催の当社取締役会決議(当社の全ての取締役が審議に参加し、参加した取締役の全員の一致により決議されたもの)によります。
- 2 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、割当予定先である株式会社電通(以下「電通」といいます。)との間で平成30年10月30日に締結した資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)に基づき、電通が当社を持分法適用関連会社化(以下「本持分法適用関連会社化」といいます。)するため、電通による当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といい、本第三者割当と併せて「本取引」と総称します。)の成立後に行われます。
- 3 当社は、本第三者割当に関して、本資本業務提携契約に基づき、電通との間で、本公開買付けの成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、電通の当社株式に係る割当前所有割合(電通が本有価証券届出書提出日現在において所有する当社株式数1株及び本公開買付けにより電通が取得した当社株式数の合計数を分子とし、当社が平成30年10月30日に公表した「2018年9月期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の当社の発行済株式総数138,856,500株から当社決算短信に記載された平成30年9月30日現在において当社が保有する自己株式数(但し、同日現在において役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」といいます。)が保有する当社株式1,739,200株を除きます。)10,724,160株を控除した当社株式数128,132,340株を分母として算出される割合をいいます。以下同じです。)が20.99%に達しなかった場合には、電通が、電通の当社株式に係る割当後所有割合(電通が本有価証券届出書提出日現在において所有する当社株式数1株及び本取引により電通が取得した当社株式数の合計数を分子とし、当社決算短信に記載された平成30年9月30日現在の当社の発行済株式総数138,856,500株から当社決算短信に記載された平成30年9月30日現在において当社が保有する自己株式数(但し、同日現在においてBIP信託が保有する当社株式1,739,200株を除きます。)10,724,160株を控除した当社株式数128,132,340株に、本第三者割当により電通が取得した当社株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下同じです。)を20.99%とするために必要な数(但し、100株未満を切り上げた数)の当社株式を限度として、その引受けの申込みを行い、当社は電通に対して当該当社株式を割り当てることとし、本公開買付け成立後における電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%となった場合には、電通は、本第三者割当に係る募集株式の引受けの申込み及び払込みを一切行わないことを合意しております。そのため、電通は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の発行数として当社が決議した株式数のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。なお、当社は、本資本業務提携契約に基づき、電通との間で、本第三者割当に際して、自己株式を保有する限り(但し、当該自己株式のうち1,160株を除く。)、その自己株式を処分するものとし、当該自己株式の処分のみでは当社株式数が上記割当てに必要な数に達しない場合には、その必要な限度で新株の発行を行うことを合意しております。
- 4 上記発行数は、本公開買付けに応じて応募がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)が一切存在しない場合の発行数であり、その内訳は、新株式発行に係る募集株式数23,317,000株及び自己株式の処分に係る募集株式数10,723,000株であります。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 6 本有価証券届出書の対象とした本第三者割当のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号。以下同じです。)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	23,317,000株	6,062,420,000	3,031,210,000
	自己株式の処分	10,723,000株	2,787,980,000	-
一般募集		-	-	-
計(総発行株式)		34,040,000株	8,850,400,000	3,031,210,000

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり発行数が減少する場合があります、それにより発行価額の総額及び資本組入額の総額も減少する場合があります。また、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通が本第三者割当による募集株式の発行数として当社が決議した株式数(普通株式34,040,000株)のうち一部についてのみ払込みを行う場合、払込金額を自己株式の処分に係る払込みに充当し、その残りの払込金額を新株式発行に係る払込みに充当する予定です。

3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額(会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。)です。また、増加する資本準備金の総額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、本第三者割当における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
260	130	100株	平成30年12月17日から 平成31年2月6日まで		平成30年12月18日から 平成31年2月7日まで

(注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の割当てにおける新株式発行に係る発行数で除して得た金額です。なお、上記自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、後記の申込取扱場所へ申し込むものとし、払込期間に後記払込取扱場所へ払込金額を払込むものとします。なお、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の発行数として当社が決議した株式数(普通株式34,040,000株)のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。また、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通が本第三者割当による募集株式の発行として当社が決議した株式(普通株式34,040,000株)のうち一部についてのみ払込みを行う場合、当社は新株式発行に優先して、当社の保有する自己株式を割り当てる予定です。

4 本第三者割当に関しては、平成30年12月18日から平成31年2月7日までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、本第三者割当における払込日を本公開買付けにおける決済開始日(平成30年12月18日予定)と同日とすることを予定しているところ、本取引実行のために必要な、独占禁止法に基づく待機期間の経過及び公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知の受領時期により、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社セブテーニ・ホールディングス 本店	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 日本橋営業部	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,850,400,000	50,400,000	8,800,000,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー手数料、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
 3 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通は、募集株式のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。上記金額は募集株式の全部について払込みがあったものとして計算した最大値です。応募株券等の総数が買付予定数の上限(26,895,000株)に達した場合、電通は本第三者割当による募集株式の全部につき払込みを行いません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、主として、当社、連結子会社35社及び持分法適用関連会社11社からなる企業グループ(以下「当社グループ」といいます。)と電通並びに電通の連結子会社942社及び持分法適用関連会社75社により構成される企業グループ(以下「電通グループ」といいます。)が互いに協力して継続的に発展していくための資金に充当する予定であります。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ネットマーケティング事業における販売/コンサルティング/クリエイティブ力強化	2,000	平成31年(2019年)1月~平成34年(2022年)9月
インターネットメディア開発・強化	2,000	平成31年(2019年)1月~平成34年(2022年)9月
マンガコンテンツ事業におけるプロモーション投資	1,500	平成31年(2019年)1月~平成34年(2022年)9月
システム投資(増強、セキュリティ対応)	500	平成31年(2019年)4月~平成34年(2022年)12月
M&A等を含めた投融資資金	2,800	平成31年(2019年)4月~平成34年(2022年)12月
合計	8,800	-

- (注) 本資本業務提携契約に従い、電通は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当による募集株式の発行として当社が決議した当社株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があり、その場合には差引手取概算額は減額されることとなりますが、その場合は、金融機関からの借入れ、保有投資資産の売却資金等による資金調達を行うことで、上記項目を実施してまいります。なお、この場合における支出予定時期及び優先順位に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、必要に応じて電通と協議し、それぞれの効果等を確認しながら、上記 から については優先順位の順番に従い、実施する予定です。なお、 については、現時点において具体的に計画されているM&A等はありませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、法令等に準拠して適時適切に開示いたします。また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金その他安全性の高い方法で管理いたします。なお、本取引の実施により、電通の当社株式に係る割当後所有割合が20.99%となった場合には、本有価証券届出書提出日現在において、電通が、当社の募集株式の引受けを含め、当社株式を追加取得する予定はありません。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

ネットマーケティング事業における販売/コンサルティング/クリエイティブ力強化

ネットマーケティング事業における販売/コンサルティング/クリエイティブ力強化の2,000百万円については、当社グループ及び電通グループ(以下「両社グループ」といいます。)の顧客基盤及びマーケティングノウハウの共有を通じて、より付加価値の高いサービスの提供を可能とするために、()ネットマーケティング事業の運用業務において、人の手を介さない効率的な広告出稿やより効果的な運用についての自動化を実現すること、また、()データ資産の相互活用及び営業、コンサルティングやクリエイティブ部門の組織強化を図ることにより、顧客へ最適な広告商品の開発と提供を行うこと、さらに、()その実現に向けた専門性の高い優秀な人材を確保するための資金として、平成31年(2019年)1月から平成34年(2022年)9月までの期間において充当する予定であります。

インターネットメディア開発・強化

インターネットメディア開発・強化の2,000百万円については、()自社IP(知的財産)の企画・開発を目的にマンガ家の育成・支援を手掛けるとともに、専属作家によるオリジナル作品を中心に運営している自社メディア「GANMA!」の価値向上に向けた自社コンテンツ制作を行うこと、また、()両社グループが顧客基盤及びマーケティングノウハウを共有し、双方の経営資源を円滑に相互活用するためのその他メディア開発を行うこと、さらに、()その実現に向けた専門性の高い優秀な人材を確保するための資金として、平成31年(2019年)1月から平成34年(2022年)9月までの期間において充当する予定であります。

マンガコンテンツ事業におけるプロモーション投資

マンガコンテンツ事業におけるプロモーション投資の1,500百万円については、自社メディア「GANMA!」の価値向上のため、オンライン広告を中心としたプロモーション投資等の資金として、平成31年(2019年)1月から平成34年(2022年)9月までの期間において充当する予定であります。

システム投資(増強、セキュリティ対応)

システム投資(増強、セキュリティ対応)の500百万円については、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)により、当社及び電通の事業シナジーを短期に最大化するための、基幹システムの機能追加・改修、サーバー増強等への設備投資並びにセキュリティ強化のためのハード面及びソフト面の整備等の資金として、平成31年(2019年)4月から平成34年(2022年)12月までの期間において充当する予定であります。

M&A等を含めた投融資資金

今後の成長をより加速させるための手法として、M&Aや外部ファンドへの出資等、投資資金の活用を検討してまいります。今後は、上記 から までの進捗状況も踏まえ、両社グループの双方のリソース・ノウハウ等を活用し、更なる成長・拡大が見込める事業へのM&A等を検討してまいります。現時点において、具体的に決定したものではありませんが、当社が従前より中期経営計画で掲げている注力領域として、広告事業をグローバルに伸ばしていくための、海外市場開拓に向けたM&A資金として充当する予定であります。また、今後の事業環境の変化等によりM&A等が実施されない場合又は投融資資金に未充当額が生じた場合には、上記 から への追加投資及び当社グループの事業規模の拡大に伴う運転資金に充当いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社電通	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目8番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出状況	有価証券報告書 事業年度 第169期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年3月29日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第170期第1四半期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年5月15日関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第170期第2四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月9日関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	1株
	人事関係	該当事項はありませんが、本取引完了後に電通から当社に対して監査役1名を派遣することを予定しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成2年10月、人材採用コンサルティングサービスを提供することを目的とする株式会社サブ・アンド・リミナルとして東京都渋谷区に設立され、平成5年10月より企業のダイレクトメール等の発送代行を中心としたアウトソーシング業務を手がけるダイレクトマーケティング事業（DM事業）を開始いたしました。当社は、平成12年3月に商号を株式会社セプテーニへ変更、同年4月にインターネット広告事業を開始し、平成13年8月9日に当社株式を日本証券業協会が運営する店頭市場（JASDAQ市場は、株式会社ジャスダック証券取引所に改組）に登録いたしました。大阪証券取引所によるジャスダック証券取引所の子会社化及び東京証券取引所と大阪証券取引所の統合等に伴い、現在は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場しております。その後、当社は、平成18年10月に持株会社体制へ移行し、商号を株式会社セプテーニ・ホールディングスへ変更するとともに、インターネット広告事業を新設分割によって株式会社セプテーニに、DM事業を吸収分割によって同年4月に設立した株式会社セプテーニ・ダイレクトマーケティングにそれぞれ承継させました。その後、当社は、平成25年2月にコミックススマート株式会社を設立してマンガコンテンツ事業を開始し、平成26年10月には株式会社セプテーニ・ダイレクトマーケティングの全株式を譲渡し、DM事業を売却いたしました。

当社は、本有価証券届出書提出日現在、当社、連結子会社35社及び持分法適用関連会社11社からなる企業グループを構成しており、インターネット広告代理業を中心とした「ネットマーケティング事業」、主にマンガ家の育成・輩出、マンガ配信サービスの運営を手がける「メディアコンテンツ事業」という2つの事業分野を軸に事業を展開しております。当社グループは、平成2年の創業以来、社是である「ひねらんかい（知恵を出そう、工夫しよう）」精神のもと、起業家精神に富む情熱的で優れた人材とそのような人材が集まる企業文化・環境を当社グループの企業価値を生み出す最大の源泉と考えて、「人」にフォーカスした経営を推進することで既存事業の成長と新規事業の創出に取り組み、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいりました。しかしながら、当社グループの主力事業であるネットマーケティング事業においては、日本の広告費に占めるデジタル比率が継続して拡大基調にある中で、その需要の高まりとともに市場の拡大が続き、マーケティング手法の高度化・専門化が進んでおります。それに伴い、顧客が抱えるマーケティング課題はオフライン及びオンラインの垣根が徐々になくなり、より包括的なアプローチで各種データを活用しながら顧客の広告効果を最大限に高めていく課題解決方法（データドリブンな課題解決方法）が求められる状況にあります。

このように、市場が徐々に成熟していく中、当社グループは、従来の広告商品のコモディティ化が進みつつあることで、ネットマーケティング領域におけるプロダクト・サービスの差別化、優位性をより強く打ち出していくことが重要と理解しております。

そうした中、当社では平成29年9月期から新たに中期経営計画の方針として掲げたように、国内市場ではスマートフォン広告、ソーシャル広告領域で築き上げてきたポジショニングの強化によりシェア拡大と収益性向上を目指し、海外市場では北米やアジア地域を中心に現地で拠点を立ち上げ顧客を開拓することによる成長（オーガニック成長）とM&Aの両輪により、次の成長ドライバーへと繋げてまいりました。また、人材及び組織面におきまして

も、従来から蓄積してきた内部データを基に、マシンラーニングを軸とするAI型人事システムを活用した積極的な人材採用・育成を行い、組織基盤の強化を図ることで経営環境の変化に対応してまいりました。

このような環境下において、当社グループは顧客にとって、より優れたマーケティングパートナーになるべく事業を展開する上で、他社との資本・業務提携を含めたあらゆる選択肢を検討してまいりました。

一方、電通は、「Good Innovation.」という経営理念のもと、新たな価値の創造と変革を導くことを希求し、企業や組織のイノベーションを支えるという企業理念を掲げ、明治34年の創業以来、数千社にのぼる広告主に加え、メディア、プラットフォーム等との連携を深めつつ、電通グループを含め、電通とそれらの事業者の強みをつなぎ合わせるにより、顧客に対して多様なサービスを提供してきたとのことです。

また、平成28年4月には、デジタル領域における成長戦略を加速させるために、電通グループのうち、国内連結子会社及び持分法適用関連会社のリソースを結集することにより、デジタルマーケティングを専門とする「株式会社電通デジタル」（以下「電通デジタル」といいます。）を設立し、電通デジタルをグループにおける国内デジタル領域の中核に位置付け、当該領域における更なる競争力の強化を続けているとのことです。

顧客の事業課題の高度化・複雑化が進み、顧客に内在する事業課題にまで踏み込んだソリューションの提供が重要となる中で、電通グループは、顧客の経営や事業開発といったビジネスデザイン領域におけるサービスラインの拡張を進めているとのことです。生活者の行動原理の変化が進むにつれて、「デジタルマーケティング」の領域の重要性も増してきているため、電通グループは、デジタルメディアを軸とした統合メディア戦略プランニングのみならず、CRM（顧客管理）、マーケティングオートメーション、データベースコンサルティングといった顧客に内在する事業課題を解決するためのシステム又は基盤（Marketing Technology）までも提供可能とする広範なサービス提供体制を追求しているとのことです。デジタルメディア運用の分野においては、データ基盤の整備を進めつつ、その戦略構築力・運用力を高めるべく、電通グループ一体となって競争力の強化に努めているとのことです。また、これらの成長戦略を加速させるために、電通グループは、他社との戦略的な提携の機会を模索してきたとのことです。

このような両社グループを巡る事業環境の中、電通は、電通グループが幅広いサービスによる統合プランニングを得意としているのに対し、デジタル広告領域において電通が主要と考える企業グループの一つである当社グループは、当該領域において効果・効率を追求することに長けているという点で、両社グループには専門性の違いがあり、そのため、当社との間で提携関係を構築することが、当該領域における将来的な事業機会の獲得につながると考えたことから、平成29年12月上旬、デジタル広告領域における将来的な事業機会の獲得を見据えた提携関係の構築を目的として、当社との対話を開始したとのことです。両社は、対話を重ねる中で、上述の両社グループの専門性の違いを改めて理解し、互いの強みを共有することで、両社のそれぞれが自らの顧客に提供する付加価値を向上させることが可能となることを確信するに至り、平成30年4月下旬、今後も高い成長が見込め、顧客ニーズの高度化・複雑化が進む領域（例えば、マスメディアとデジタルメディアを掛け合わせた統合プランニングや、多種多様な媒体・大量のクリエイティブ・ターゲティング手法が求められるデジタル広告のPDCA運用等）において、両社の強みを掛け合わせ、連携することで、両社のそれぞれが、顧客の期待に十分かつ迅速に応えられる体制の構築が可能になるとの考えで一致いたしました。その後も協議を継続する中で、両社は、かかる事業連携を加速させるためには資本面でも関係を結ぶことが必要との考えで合意に至り、平成30年5月下旬、当社は、電通より、両社の企業価値を向上させることを目的として、本取引の実施を含む資本業務提携の提案を受けました。

その後も、当社及び電通は、そのような資本業務提携によって期待されるシナジー、資本業務提携の具体的な手法・内容等について、複数回に亘って討議を重ねてまいりました。

このような討議の結果、当社及び電通は、当社を電通の持分法適用関連会社とすることにより、両社の経営資源を円滑に相互活用し、両社間のより強固な協力関係の下、両社の事業を推進していくことが可能となると判断し、平成30年8月下旬、本取引を実施するとともに、両社間で本資本業務提携契約を締結すべきとの結論に至りました。なお、電通及び当社は、上記のとおり、両社には、両社の専門性の違いが明確に存在していることを考慮すると、資本業務提携を進める上で、両社の上場会社としての経営の独立性を堅持し、両社グループの既存事業及び当該既存事業に係るブランドを従前どおり維持することが両社グループの事業価値向上にとって望ましいと考えられることから、当社を電通の連結子会社化とするのではなく、当社を電通の持分法適用関連会社とすることが両社グループにとって最善の選択であると考えております。また、電通による当社の本持分法適用関連会社化に向けた具体的な方法としては、公開買付けを通じて当社の株主の皆様が当社株式を売却するための機会を確保すること、並びに仮に当該公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限に達しなかった場合であっても、当社による自己株式の処分及び新株の発行を通じて、()当社の財務基盤を強化しつつ、その資金需要の全部又は一部を満たすことを可能とすることにより、当社の収益力の向上、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上を図ること及び()公開買付け者の所有割合を20.99%にすることが企図されていることから、平成30年9月中旬、公開買付けについては、当社と協議を行った結果に基づき、その買付予定数を26,895,000株に設定の上実施するとともに、その結果に応じて、電通を割当先とした当社による自己株式の処分及び新株の発行による第三者割当を電通が引き受ける方法が有用であるとの判断に至りました。

電通グループは、約6,000社の顧客チャネルを有しているほか、マスメディアとデジタルメディアを掛け合わせたプランニングノウハウ、メディアに留まらないデジタルサービスの提供、及びグローバルに展開される事業基盤

等を通じて、国内市場においても活用可能な事業資産を有しております。一方で、当社グループは、スマートフォン領域・ソーシャルメディア領域等のより先鋭的な領域において、その迅速な対応力により、競争力を築いております。

上記のように異なる特性を持つ両社グループの人材を相互に活用することによって、顧客に対して最適なソリューションを提供することが可能となると考えられるため、両社グループの人材の相互活用により、両社の提供するサービス価値の向上、及び広告市場の発展の牽引を目指してまいります。

また、両社グループは、当社を電通の持分法適用関連会社とすることにより、両社グループの特性を生かし、以下のような施策の実施とシナジーの実現を目指してまいります。

() 顧客への提供価値の増大

電通グループがマスメディア領域において保有する顧客基盤に対し、電通グループの統合プランニング能力と当社グループのデジタル広告運用能力を掛け合わせてサービス提供を行うことによって、より付加価値の高いサービスの提供が可能と認識しております。また、顧客に対して、より付加価値の高いサービスを提供することによって、両社グループにとっての提案機会の増大が期待できると考えております。

() 経営資産の相互活用による経営基盤の強化

両社グループの保有するリソースや資産を活用することで、効率化・規模の拡大を図ってまいります。具体的には、広告運用オペレーション(入札管理・レポート・クリエイティブ管理)並びにリソース及びデータ資産の相互活用を両社で検討してまいります。

() 当社グループのナレッジ及びテクノロジーの電通グループでの活用

当社グループのデジタルエージェンシー(PC・スマートフォン広告といったインターネット広告を取り扱う代理店)としての経営基盤、並びに特定のプロダクトにおける当社グループのナレッジ及びテクノロジーを電通グループの経営に活用することを検討してまいります。具体的には、電通グループが、当社グループの広告効果改善手法、業務オペレーションプロセス、及びその外部パートナーへの発注を共同で行うことでのスケールメリットを追求することにより、電通グループのプレゼンスを高めてまいります。

以上のように、本取引の実施が、両社グループのそれぞれの企業価値及び株主価値の向上を図るための手段として極めて有効であるとの考えで両社が一致したことから、両社は、本取引の実施を決定するとともに、平成30年10月30日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。なお、本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(1) 目的

電通及び当社は、多様な才能を持った人材が集う働きがいあふれる環境の下に、顧客(広告主、メディアのみならず、様々な課題を有する企業及び生活者を含む。)に対して最も優れたソリューションを提供することにより、業界の発展を牽引する国内最大のデジタルマーケティングパートナーとなることを目指すものとし、その実現のために、本取引を通じて両社のリソースを拠出し合い、それを相互に活用し合うことにより、両社の利益の最大化を追求することを目的とする。なお、電通は、本資本業務提携契約の目的の達成に資する限り、当社が上場会社であることを踏まえて、当社の独立性及び自主性(経営、事業、取引関係及びブランドに関する独立性及び自主性を含む。)を最大限尊重する。

(2) 本公開買付けに関する事項

(a) 本公開買付けの要領

公開買付者 : 電通

対象 : 当社株式(但し、当社の保有する自己株式を含まない。)

公開買付期間: 平成30年10月31日(水)から同年12月11日(火)まで(29営業日)

公開買付価格: 普通株式1株につき260円(以下「本公開買付価格」といいます。)

買付予定数 : 下限 - 株

上限26,895,000株

決済の開始日: 平成30年12月18日(火)

- 買付条件 : 応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う。
- 撤回事由 : 金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事由のいずれかが生じた場合

(b) 賛同意見表明

当社は、本公開買付けに関し、当社の取締役会において取締役会の全員の一致により、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付価格について合理的であると考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり当社の株主の判断に委ねる旨の決議（当該決議に異議のない旨の監査役的全員の意見を伴うもの。）を行い、当該決議を維持し、又は、かつ、その撤回又は変更を行ってはならない。但し、当社が当該決議を維持し、その撤回又は変更を行わないことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合は、この限りではない。なお、当社は、その保有する自己株式をもって本公開買付けに応募しないものとする。

(3) 本第三者割当に関する事項

当社は、法令等に基づき必要な手続を経た上で、大要以下の条件で、第三者割当の方法により、当社株式を電通に割り当て、電通はこれを引き受ける。

募集株式の種類及び数 : 当社株式合計34,040,000株（新株式発行23,317,000株、自己株式の処分10,723,000株）

払込金額 : 1株につき金260円

払込金額の総額 : 金8,850,400,000円

払込期間 : 平成30年12月18日から平成31年2月7日まで（本第三者割当に係る払込みを行う日は、本公開買付けの決済の完了日とする。）

電通は、本公開買付けによって取得する当社株式に係る議決権と合計して、払込みの直後における電通の議決権保有割合が20.99%とするために必要な数（但し、100株未満を切り上げた数とする。）の募集株式についてのみ、申込みを行う。本第三者割当に関し、当社は、自己株式を保有する限り（但し、当該自己株式のうち1,160株を除く。）、その自己株式を処分するものとし、当該自己株式の処分では不足する分については、新株を発行する。

(4) 本第三者割当に係る募集株式に対する議決権付与

当社は、本第三者割当が平成30年12月開催予定の当社の第28期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）前に効力を生じることを条件として、本第三者割当により電通が引き受ける当社株式について、本定時株主総会における議決権を付与するとともに、電通が当該議決権を行使するため、かつその行使結果が決議の結果に正確に反映されるために必要となる手続を履践するものとし、電通は、当社による当該手続の履践に合理的な範囲で協力するものとする。

(5) 役員に関する合意事項

電通は、当社に対し、電通が指名する者1名を、当社の監査役候補者とすることを請求することができる。当社は、本定時株主総会において、当該監査役候補者を監査役の候補者とする監査役選任議案を上程し、当該選任議案が本定時株主総会において原案どおり承認可決されるよう合理的な範囲で努力する。電通は、本資本業務提携契約が終了した場合、実務上可能な限り速やかに、当社の指示に従って、自らが指名した監査役をして、当社の監査役を辞任させる。

(6) 業務提携の内容

電通及び当社は、以下の内容の業務提携を行うものとし、これらの業務提携に加えて、互いのケイパビリティを強化するため、別途合意する領域における業務提携に向けて誠実に協議し、相互に協力の上、速やかに当該業務提携の具体的な実行に向けて、最大限努力する。

電通及び電通デジタルが、現在運用している又は将来運用するネットマーケティング事業に係る案件の共同運用

当社による、電通及び電通デジタルに対するナレッジ・テクノロジーの提供及び共有

コミックススマート株式会社が保有するメディア「GANMA!」の電通、電通デジタル及び株式会社サイバー・コミュニケーションズを通じた販売

(7) 経営の独立性及びブランド

当社及び電通は、本資本業務提携契約の目的の実現に向けた両社間における前記「(6) 業務提携の内容」の前提として、()各当事者の経営の独立性並びに()両社グループが営む事業及び当該事業に係るブランドの現状は、従前どおり維持されることを確認する。

(8) 当社株式の追加取得及び処分等の禁止

電通は、本第三者割当の効力発生(ただし、本第三者割当が実行されない場合には、本公開買付けの決済完了)以降、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、自ら又は電通グループをして、当社株式の追加取得を行わず、かつ、行わせない。但し、電通は、電通の議決権保有割合が21%を超過しない範囲において、任意に当社株式を取得することができるものとする。

電通は、本資本業務提携契約締結日時点において本公開買付け及び本第三者割当により取得した当社株式を長期保有する方針を有することを確認し、自ら又はその子会社若しくは関連会社をして、その所有する当社株式の、第三者に対する譲渡、移転、承継(包括承継を含む。)、担保設定、その他の処分を行おうとする場合又は譲渡、移転、承継(包括承継を含む。)、担保設定、その他の処分を行わせようとする場合には、法令等に基づく場合、本契約に別途の定めがある場合、又は当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、事前に当社と誠実に協議するものとする。但し、電通は、事前に当社と協議することなく、当社に事前に通知の上、電通の国内事業の全部を実質的に承継する子会社に、その所有する当社株式を譲渡、移転、承継させることができる。

(9) 本資本業務提携契約の終了

本資本業務提携契約は、()両当事者が本契約の終了を書面で合意した場合、()電通が金融商品取引法第27条の11第1項の規定に従って本公開買付けの撤回等をした場合、()本第三者割当に係る払込み後に電通の議決権保有割合が10%未満となった場合等、一定の事由が生じた場合、終了する。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 34,040,000株

e. 株券等の保有方針

本第三者割当は、電通による本持分法適用関連会社化の一環として行われるところ、当社は、電通が、本第三者割当により取得する株式を長期保有する方針である意向を、書面で確認しております。また、本資本業務提携契約において、電通は、前記c.の「(8) 当社株式の追加取得及び処分等の禁止」に記載のとおり、本第三者割当の効力発生以降、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社株式の追加取得を行わないことを合意しております。なお、当社は、電通より、本第三者割当の払込みから2年以内に当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、電通の払込みに要する財産の存在について、電通が関東財務局長に提出した平成30年12月期の第2四半期報告書(平成30年8月9日提出)により、電通グループが本第三者割当の払込みに十分な現金及び現金同等物(210,723百万円)を保有していることを確認し、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められず、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

電通は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、当社は、電通が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:平成30年3月29日)に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「当社は反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために、担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応します。また、2011年10月より全都道府県で『暴力団排除条例』が施行されたことを受け、社内の諸規則を改正し、当社の暴力団排除体制を確立するとともに、取引先が暴力団関係者でないことの確認業務を推進するものとし、」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認したことにより、電通及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当における払込金額(以下「本払込金額」といいます。)につきましては、電通と協議の上、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付予定価格と同じ価額である金260円といたしました。本払込金額は、本第三者割当に係る当社取締役会決議日(平成30年10月30日)の前営業日である平成30年10月29日の当社株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における終値134円に対して94.03%(小数点以下第三位を四捨五入しております。本項において以下同様の箇所は全て同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値164円(小数点以下を四捨五入しております。本項において以下同様の箇所は全て同じです。)に対して58.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値170円に対して52.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値206円に対して26.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、当社は、本払込金額は当該指針に準拠するものであるとともに、当社が公開買付けに賛同する旨の意見を表明するにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び電通から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)から取得した平成30年10月29日付株式価値算定の結果(株式市価法:134~206円、DCF法:207~278円)と比較しても合理的な水準であると考えており、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと判断しております。

また、平成30年10月30日開催の当社取締役会での本第三者割当に係る審議に参加した監査役3名が、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、「特に有利な金額」には該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

当社は、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の電通の割当前所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した割当前所有割合20.99%という株式所有割合に不足が生じた場合に電通より本第三者割当に係る払込みを受けることで、本持分法適用関連会社化を確実に実行することを企図しております。すなわち、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通は、本第三者割当に関して、本公開買付けの成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%に達しなかった場合には、電通が、電通の当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数(但し、100株未満を切り上げた数)の当社株式を限度として、その引受けの申込みを行い、当社は電通に対して当該当社株式を割り当てることとし、本公開買付け成立後における電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%となった場合には、電通は、本第三者割当に係る募集株式の引受けの申込み及び払込みを一切行わない予定です。このように、本第三者割当による募集株式数は、応募株券等が一切存在しない場合において電通が募集株式の全部について払込みがあったものとして計算した最大値は34,040,000株であり、最大値を前提にする場合、平成30年9月30日現在の当社の発行済株式総数(138,856,500株)に対する割合は24.51%、同日現在の総議決権数(1,281,282個)に対する割合は26.57%となり、既存株主の株式について、最大で、24.51%の所有割合の希薄化、26.57%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。しかしながら、電通は、当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしておりますので、本第三者割当に係る募集株式34,040,000株の全部又は一部が、必ず処分又は発行されるわけではありません。

加えて、当社は、前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当による資金調達、当社グループの企業価値向上に資する各施策の実現を可能とするものであり、また、本第三者割当を通じて電通の持分法適用関連会社となることは、当社グループの収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当による募集株式の規模は、電通の当社に対する割当後所有議決権割合が20.99%となることを限度とするものであり、本第三者割当の目的に照らして必要な限度で行われるものです。よって、当社は、本第三者割当は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当を通じ電通の持分法適用関連会社となることによって、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、電通の持分法適用関連会社となることによる当社の企業価値向上が見込まれ、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を図ろうとすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通は、本公開買付けが成立した後、当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行う予定です。前記「3 発行条件に関する事項 b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当により発行する当社株式は、最大で34,040,000株であり、平成30年9月30日現在の当社株式の総議決権数(1,281,282個)に対する割合は26.57%となり、本第三者割当による議決権の希薄化率が25%以上となる可能性があります。

したがって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社電通	東京都港区東新橋一丁目8番1号	-	-	34,040,000	20.99%
株式会社ビレッジセブン	東京都港区港南三丁目6番21号	15,219,000	11.88%	15,219,000	9.38%
七村 守	東京都渋谷区	13,950,500	10.89%	13,950,500	8.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,695,100	9.91%	12,695,100	7.83%
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	7,000,000	5.46%	7,000,000	4.32%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	6,312,400	4.93%	6,312,400	3.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,193,200	4.83%	6,193,200	3.82%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,811,400	2.97%	3,811,400	2.35%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	RUE MONTOYER, 46 B-1000, BRUSSELS BELGIUM (東京都新宿区六丁目27番30号)	3,624,700	2.83%	3,624,700	2.24%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,590,300	2.02%	2,590,300	1.60%
計		71,396,600	55.72%	105,436,600	65.02%

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成30年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。当社は、同日現在、自己株式10,724,160株を保有していますが、上記の大株主から除いています。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
- 3 電通による本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当に係る払込株式数が変動する可能性があります。上記割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年9月30日現在の所有議決権の割合に対して他の株主が本公開買付けに応募せず、募集株式の全株式について電通による払込みがあったものとして計算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、本取引の実行を通じて、電通の持分法適用関連会社となり、本資本業務提携を通じて事業シナジーを創出するとともに、相互の事業上の強みを掛け合わせ連携を深めることにより、当社グループの提供するサービス価値が向上できると認識しております。また、本第三者割当により、ネットマーケティング事業における販売/コンサルティング/クリエイティブ力強化、インターネットメディア開発・強化、マンガコンテンツ事業におけるプロモーション投資、システム投資(増強、セキュリティ対応)及びM&A等を含めた投融資資金に用いる成長資金を獲得できると認識しております。

本資本業務提携は、当社の一定の経営の独立性の維持を原則としつつ、両社の戦略的な事業提携のフレームワークの中で、新たな成長資金を当社の成長分野ないし注力分野に効果的に投入することで、当社の既存事業に係る新たな成長性の追求と、電通グループとの連携を通じたサービスの付加価値向上・経営基盤の強化等を促進するものであり、本資本業務提携は当社グループの企業価値向上に資すると考えております。

以上のような本資本業務提携により創出可能と考えるシナジー効果を踏まえ、電通による当社の持分法適用関連会社化を含む本資本業務提携の実施が必要であり、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリング等ではなく、電通に対する第三者割当という方法によることが、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものと認識しております。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

当社は、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の電通の割当前所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した割当前所有割合20.99%という株式所有割合に不足が生じた場合に電通より本第三者割当に係る払込みを受けることで、本持分法適用関連会社化を確実に実行することを企図しております。すなわち、前記「第1 募集要項 1新規発行株式」(注)3に記載のとおり、電通は、本第三者割当に際して、本公開買付けの成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%に達しなかった場合には、電通が、電通の当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数(但し、100株未満を切り上げた数)の当社株式を限度として、その引受けの申込みを行い、当社は電通に対して当該当社株式を割り当てることとし、本公開買付け成立後における電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%となった場合には、電通は、本第三者割当に係る募集株式の引受けの申込み及び払込みを一切行わない予定です。このように、本第三者割当による募集株式数は、応募株券等が一切存在しない場合において電通が募集株式の全部について払込みがあったものとして計算した最大値は34,040,000株であり、最大値を前提にする場合、平成30年9月30日現在の当社の発行済株式総数(138,856,500株)に対する割合は24.51%、同日現在の総議決権数(1,281,282個)に対する割合は26.57%となり、既存株主の株式について、最大で、24.51%の所有割合の希薄化、26.57%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。しかしながら、電通は、当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数の募集株式についてのみ申込みを行うこととしておりますので、本第三者割当に係る募集株式34,040,000株の全部又は一部が、必ず処分又は発行されるわけではありません。

加えて、当社は、前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当による資金調達、当社グループの企業価値向上に資する各施策の実現を可能とするものであり、また、本第三者割当を通じて電通の持分法適用関連会社となることは、当社グループの収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当による募集株式の規模は、電通の当社に対する割当後所有議決権割合が20.99%となることを限度とするものであり、本第三者割当の目的に照らして必要な限度で行われるものです。よって、当社は、本第三者割当は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当を通じ電通の持分法適用関連会社となることによって、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、電通の持分法適用関連会社となることによる当社の企業価値向上が見込まれ、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を図ろうとすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(大規模な第三者割当に関する経営者及び割当予定先から一定程度独立した者の意見)

上記のとおり、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者及び電通から一定程度独立した者として、当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている木村達也氏、岡島悦子氏、安淵聖司氏及び朝倉祐介氏から、平成30年10月30日付で、大要以下のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められる旨の意見を頂きました。

(ア)意見

本第三者割当には、その必要性及び相当性が認められると思料する。

(イ)意見の理由

本第三者割当の必要性について

(1)本資本業務提携の必要性

当社グループを取り巻く事業環境下では、当社グループとは異なる専門性や強みを持つ企業との提携関係の構築により、高度化・専門化する顧客ニーズに対応して当社グループの収益力を向上させ、ひいては当社グループの企業価値及び株主価値の向上を図ることは合理的な方策であると考えられるところ、電通グループは、当社グループとは異なる専門性を有しており、当社グループが電通グループとの資本面及び業務面での提携関係を構築すれば、()高度化かつ複雑化する顧客のニーズに迅速に対応できる体制を築くことが可能となり、また、()それぞれの異なる特性を活かした各施策を実現することが期待でき、当社グループの収益力の向上を図ることができると考えられる。もっとも、当社グループと電通グループとの専門性の明確な違いに鑑みれば、電通グループとの提携関係によって当社グループの企業価値・株主価値を高めるためには、当社グループの経営の独立性を堅持し、当社グループの既存事業及び当該既存事業に係るブランドを従前どおり維持することが望ましいと考えられるため、本資本業務提携の具体的な方法としては、当社グループが取り組む ネットマーケティング事業における販売/コンサルティング/クリエイティブ力強化、インターネットメディア開発・強化、マンガコンテンツ事業におけるプロモーション投資、システム投資(増強・セキュリティ対応)及び M & A等を含めた投融資資金に係る資金需要を満たすべく本第三者割当を実施することで電通が当社を持分法適用関連会社としつつ、当社グループの経営及びブランドの独立性を維持することが、当社グループの企業価値・株主価値向上にとって有用であると考えられる。

以上のとおり、高度化・専門化する顧客ニーズに対応して当社グループの収益力を向上させ、ひいては当社グループの企業価値及び株主価値の向上を図る観点から、本第三者割当を含む本資本業務提携を実施する必要性が認められるものと思料する。

(2)本第三者割当による資金使途

当社は、本第三者割当により資金を調達することで、当社グループの経営上の課題を解決するための施策を迅速に実現するとともに、電通グループとの業務提携によって期待できるシナジーを実現するため、ネットマーケティング事業における販売/コンサルティング/クリエイティブ力強化に2,000百万円、インターネットメディア開発・強化に2,000百万円、マンガコンテンツ事業におけるプロモーション投資に1,500百万円、システム投資(増強・セキュリティ対応)に500百万円、M & A等を含めた投融資資金に2,800百万円といった施策に投資することを予定している。

上記の本第三者割当の具体的な資金使途及び金額規模は、前記の本資本業務提携の必要性に照らして合理性が認められる内容であるといえ、これらの資金は当社の収益力の向上、ひいては企業価値・株主価値の向上に資するものであることが見込まれるため、本資本業務提携で想定される資金使途との関係において、当社には本第三者割当による資金調達の必要性が認められるものと思料する。

なお、当社は、本第三者割当に関して、電通との間で、本公開買付けの成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、()電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%に達しなかった場合に、電通が、電通の当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数(但し、100株未満を切り上げた数)の当社株式を限度として、その引受けの申込みを行い、当社は電通に対して当該当社株式を割り当てることとし、()本公開買付け成立後における電通の当社株式に係る割当前所有割合が20.99%となった場合には、電通は、本第三者割当に係る募集株式の引受けの申込み及び払込みを一切行わないことを合意する予定である。そのため、電通は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の発行数として当社が決議した株式数のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性がある。その場合、当社グループは、金融機関からの借入れ、保有投資資産の売却等による資金調達を行うことで、上記の から の順番の優先順位に従い、各施策を実施する予定である。このように、本第三者割当に関しては、本公開買付けの結果に応じて調達資金額が減額される可能性があることを踏まえ、調達資金の使途に優先順位を付している。しかしながら、前記のとおり、本第三者割当は本資本業務提携の一環として、当社グループの収益力を向上させ、ひいては当社グループの企業価値及び株主価値の向上を図る観点から実施されるものであって、結果として調達資金額が変動する可能性があったとしても、それによって前記資金使途の合理性が否定されるものではないし、また、そのための当社における資金調達の必要性が否定されるものでもないと思料する。

本第三者割当の相当性について

(1) 払込金額が有利発行に該当しないこと

本払込金額は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付予定価格と同額である金260円と設定される。この金額は、本第三者割当に係る当社取締役会決議日(平成30年10月30日)の前営業日である平成30年10月29日の当社株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における終値134円に対して94.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値164円に対して58.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値170円に対して52.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値206円に対して26.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)の要請に適用のものである。また、当社が取得した、当社及び電通から独立した第三者算定機関であるKPMG作成に係る平成30年10月29日付株式価値算定の結果(株式市価法:134~206円、DCF法:207~278円)と比較しても、本払込金額は合理的な水準である。したがって、本払込金額は、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと思料する。

(2) 他の資金調達手段との比較

本第三者割当は電通との本資本業務提携の一環として行われるものであり、本第三者割当を実施し、当社が資金調達をすることにより、その財務基盤を強化しつつ、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資すると見込まれる。他方、金融機関からの借入れ、社債、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリング等のその他の資金調達手段によっては、電通との本資本業務提携は実現し得ないのであるから、本資本業務提携との関係において他の資金調達手段を採用する余地はない。

したがって、本資本業務提携によって当社グループの収益力を向上させ、ひいては当社グループの企業価値及び株主価値の向上を図る観点から、他の資金調達手段ではなく、電通を割当先とした第三者割当の方法により資金調達を実現することは、相当であると思料する。

(3) 割当予定先の相当性

前記のとおり、当社グループとは異なる専門性や強みを持つ企業との提携関係の構築により、高度化・専門化する顧客ニーズに対応して当社グループの収益力を向上させ、ひいては当社グループの企業価値及び株主価値の向上を図ることが本第三者割当を含む本資本業務提携の目的であって、当社グループとは異なる専門性を有する電通グループは資本業務提携先として相当であると考えられる。また、電通は、本公開買付け及び本第三者割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針とのことであり、このことは当社グループの電通グループとの本資本業務提携の目的達成に沿うものといえる。

さらに、当社は、電通が東京証券取引所に提出した平成30年3月29日付コーポレート・ガバナンス報告書に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を確認したことにより、電通及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないと判断している。

よって、本資本業務提携の提携先である電通は、本第三者割当の割当予定先として相当であると評価できる。

(4) 払込みの確実性

当社は、電通グループの資金等の状況について、本第三者割当に係る払込みのために必要かつ十分な現金及び現金同等物が現にあることを、電通の直近の四半期報告書(平成30年12月期の第2四半期報告書)により確認し、また、電通グループの事業規模からしても、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと思料する。

(5) 既存株主への影響

本第三者割当により当社既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当は希薄化を伴わない本公開買付けを先行させることで既存株主の利益に配慮した上でなされるものであり、また、電通は、当社株式に係る割当後所有割合を20.99%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うため、本第三者割当に係る募集株式34,040,000株の全部につき必ず処分又は発行がなされるわけではない。さらに、本第三者割当を含む本資本業務提携は当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上に資するものと考えられるところ、本第三者割当における募集株式の規模は本資本業務提携を実現するために必要な限度でのみ行われるものであり、加えて、本公開買付け及び本第三者割当後も当社株式の上場は維持されることから、本公開買付けに応募しない当社の株主は、本第三者割当後において、電通と同様に、持株比率に応じてシナジーを享受することができる。よって、本第三者割当による既存株主への影響は相当な範囲内のものであると評価できる。

(6) 小括

以上のような有利発行への非該当性、他の資金調達手段との比較における相当性、割当先の相当性、払込みの確実性、既存株主への影響の程度に鑑みれば、本第三者割当には、手段としての相当性が認められるものと思料する。

以上のとおり、社外取締役の木村達也氏、岡島悦子氏、安淵聖司氏及び朝倉祐介氏からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られており、平成30年10月30日開催の当社取締役会において、上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、本第三者割当は合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第27期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）平成29年12月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第28期第1四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月7日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第28期第2四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年4月27日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第28期第3四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年7月27日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月22日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月26日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成30年9月25日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月30日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書（前記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年10月1日に関東財務局長に提出

10【訂正報告書】

訂正報告書（前記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年10月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年10月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年10月30日)現在においても変更の必要はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。さらに、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社セブテーニ・ホールディングス 本店

(東京都新宿区西新宿八丁目17番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。